

年金記録確認茨城地方第三者委員会第二部会（第16回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月13日（火）午前9時30分から12時3分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）松崎部会長、齋藤部会長代理、大谷委員、飛田委員

（事務室）川口室長、藤原室次長ほか

4. 議題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城社会保険事務局から転送された事案18件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 国民年金事案1件について、口頭意見陳述を実施した。

(3) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案5件について、決定するとともに、国民年金事案2件及び厚生年金事案2件について、記録の訂正の必要はないとの判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、5月20日（火）午前9時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第一部会（第17回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月16日（金）午後1時20分から4時25分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）杉下部会長、小野部会長代理、大貫委員、神長委員

（事務室）川口室長、藤原室次長ほか

4. 議題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城社会保険事務局から転送された事案16件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 国民年金事案2件について、口頭意見陳述を実施した。

(3) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案5件について、決定するとともに、国民年金事案3件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、平成20年5月23日（金）午後1時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第三部会（第4回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月16日（金）午後9時28分から11時50分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

(部会) 會澤部会長、小倉部会長代理、北村委員、草柳委員

(事務室) 川口室長、藤原室次長ほか

4. 議題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城社会保険事務局から転送された事案9件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 国民年金事案1件について、口頭意見陳述を実施した。

(3) 部会として、国民年金事案4件について、記録の訂正の必要はないとの判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(4) 次回は、5月23日（金）午前9時30分から開催することとなった。

文責：事務室
後日修正の可能性あり

年金記録確認茨城地方第三者委員会第二部会（第17回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月20日（火）午前9時30分から11時33分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）松崎部会長、齋藤部会長代理、大谷委員、飛田委員
（事務室）川口室長、藤原室次長ほか

4. 議題

- (1) 申立事案の審議
- (2) あっせん案等の審議
- (3) その他

5. 会議経過

- (1) 茨城社会保険事務局から転送された事案16件について審議を行った。
審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
- (2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件について、決定するとともに、国民年金事案6件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

- (3) 次回は、5月27日（火）午前9時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第一部会（第18回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月23日（金）午後1時30分から3時55分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）小野部会長代理、大貫委員、神長委員

（事務室）川口室長、藤原室次長ほか

4. 議題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城社会保険事務局から転送された事案12件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 国民年金事案2件について、口頭意見陳述を実施した。

(3) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件について、決定した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(4) 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務手続要領に基づき、国民年金事案2件について、申立人の口頭意見陳述を求ることとされた。

(5) 次回は、平成20年5月30日（金）午後1時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第三部会（第5回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月23日（金）午後9時30分から11時35分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

(部会) 會澤部会長、小倉部会長代理、北村委員、草柳委員

(事務室) 川口室長、藤原室次長ほか

4. 議題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城社会保険事務局から転送された事案11件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案1件について、決定するとともに、国民年金事案3件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、6月6日(金)午前9時30分から開催することとなった。

文責：事務室
後日修正の可能性あり

年金記録確認茨城地方第三者委員会第二部会（第18回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月27日（火）午前9時25分から11時25分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）松崎部会長、齋藤部会長代理、大谷委員、飛田委員
（事務室）川口室長、藤原室次長ほか

4. 議題

- (1) 申立事案の審議
- (2) あっせん案等の審議
- (3) その他

5. 会議経過

- (1) 茨城社会保険事務局から転送された事案11件について審議を行った。
審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。
- (2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案5件について、決定した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

- (3) 次回は、6月3日（火）午前9時30分から開催することとなった。

〔文責：事務室
後日修正の可能性あり〕

年金記録確認茨城地方第三者委員会第一部会（第19回）議事要旨

1. 日 時 平成20年5月30日（金）午後1時30分から4時5分

2. 場 所 年金記録確認茨城地方第三者委員会事務室 委員会室

3. 出席者

（部会）杉下部会長、大貫委員、神長委員

（事務室）川口室長、藤原室次長ほか

4. 議題

(1) 申立事案の審議

(2) あっせん案等の審議

(3) その他

5. 会議経過

(1) 茨城社会保険事務局から転送された事案16件について審議を行った。

審議に当たっては申立事案それぞれについて、申立期間の長さ、配偶者・同居親族の納付状況等の関連資料、周辺事情として、何が存在しこれらをどのように評価すべきか、それらを総合考慮し申立てを認めるべきかさらに調査すべき点があるか等について、議論が行われた。

(2) 部会として、国民年金保険料の納付記録の訂正の必要があるとのあっせん案4件について、決定するとともに、国民年金事案1件について、記録の訂正の必要はないと判断した。

次回においても、引き続き、申立事案の審議及びあっせん案等の審議を継続することとされた。

(3) 次回は、平成20年6月6日（金）午後1時30分から開催することとなった。

文責：事務室
後日修正の可能性あり